

別表第1（第1条関係）

補助対象事業	補助対象事業の範囲等
住宅揺れ対策事業	○平成12年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるものを含む。ただし、マンションを除く。以下同じ。）の耐震診断で、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の基本方針に基づき行うもの。 ○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したマンションの耐震診断（予備診断・本診断） ※ 予備診断：市町村が実施要綱等で定める方法に基づき行う診断で、診断者が設計図書や修繕等の管理履歴、目視による劣化状況の確認等を行い、耐震診断の診断方法、診断費用等を算出するもの。 ※ 本診断：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項の基本方針に基づき行う耐震診断で、市町村が実施要綱等で定めるもの。
耐震改修事業	○平成12年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の耐震改修で、(1)及び(2)を満たすもの。 (1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。 (2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。 ○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したマンションの耐震改修で、市町村が実施要綱等で定め、かつ、(1)及び(2)を満たすもの。 (1) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。 (2) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となること。
一部屋耐震化事業	○平成12年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅（耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに限る。）の、耐震シェルター、耐震ベッドなどの設置による生活空間の耐震化で、市町村が実施要綱等で定めるもの。
不燃化改修事業	○平成12年5月31日以前に新築の工事に着手した住宅の耐震改修に伴う耐火性能の強化で、市町村が実施要綱等で定めるもの。
感震ブレーカー等設置事業	○住宅の感震ブレーカー等の設置で、市町村が実施要綱等で定めるもの。
要配慮者危険区域外住居移転促進事業	○危険区域（津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等をいう。以下同じ。）内に居住している要配慮者世帯の、危険区域外の住宅への転居で、市町村が実施要綱等で定めるもの。

消防団等強化対策事業	消防団強化事業	○主な事業例として次に掲げる消防団の充実強化を図る取組。 ・消防団員入団促進 ・拠点施設、資機材（複合災害対策用を含む）、訓練施設の整備（車両の整備は除く） ・訓練、研修
	消防団車両整備事業	○要綱第5条第2項に規定する消防団充実強化計画を提出した市町村が行う消防団車両の整備。
	自主防災組織強化事業	○主な事業例として次に掲げる自主防災組織の充実強化を図る取組。 ・資機材整備 ・訓練、研修
消防広域化事業	消防広域化施設等整備事業	○消防の広域化を検討するための準備活動。 ○主な事業例として次に掲げる消防の広域化に伴う施設等の整備で、(1)から(3)までのすべてを満たすもの。 ・本部統合に伴う準備活動、物品・備品の整備、事務処理システムの導入・変更、看板整備、広報 ・署所新設、改修 ・高規格救急車両の導入 ・消防指令センターの整備 ・消防救急無線デジタル化活動波の整備(基地局、車載・携帯無線設備等) (1) 広域化について合意があること。 (2) 県消防広域化推進計画に基づく広域化（本部の統合）であること。 (3) 広域化する市町村が策定する広域化に関する計画(消防運営計画等)に基づく事業であること。
	消防の連携・協力事業	○「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力を行う市町村が実施する消防の連携・協力に関する事業で、(1)及び(2)を満たすもの。 (1) 当該市町村が策定する連携・協力実施計画等に基づき実施する事業であること。 (2) 原則として、県消防広域化推進計画で定める広域化の地区内の組み合わせによる事業であること。
消防県内広域応援事業		○県内消防広域応援に必要な資機材を整備するもの。 （神奈川県緊急消防援助隊受援計画（資料編）神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画（資料編）の応援可能資機材一覧表に記載する資機材を増加させるものに限る） ○県内消防応援部隊の車両・資機材等を整備するもの。 （神奈川県内消防広域応援実施計画に定める広域応援部隊に限る）

防災戦略推進事業 (風水害対策事業及び津波対策事業を含む)	○地震防災戦略に関連する主な事業例 ・防災 DX 推進事業（デジタル技術を活用した被害情報把握や被災者支援に係るシステム導入の整備） ・被災者支援充実強化事業（マイナンバーカードを活用した被災者の把握管理、罹災証明関連の高度化を図るためのシステム導入の整備等） ・要配慮者の避難支援体制整備事業（避難行動要支援者の名簿作成、個別避難計画の策定等の整備） ・帰宅困難者等対策事業（交通機関停止時の観光客を含めた滞留者の安全確保や一時滞在環境の整備を目的とした備蓄食料・備蓄品等の整備） ・孤立地域災害対策整備事業（孤立可能性のある地域における在宅避難用資機材、備蓄食料、情報通信機器等の整備） ・応急・受援体制整備事業（災害発生を想定したファーストミッションボックス、受援計画・マニュアル等の整備） ・避難所の生活環境改善事業（非常用電源、冷暖房機器、キッチンカー、避難所用テント、防災ベッド及び水循環型シャワー等の資機材整備、食料、携帯トイレ、毛布、マスク及び消毒液等の備蓄） ・防災指定井戸整備事業（水質検査、防災井戸の掘削等の整備） ・災害用トイレの整備（トイレカー、トイレトレーラー及びマンホールトイレの整備、簡易トイレ、在宅避難者用の携帯トイレ備蓄等） ○水防災戦略に関連する主な事業例 ・情報伝達手段の整備（広報車（ただし、消防車両を除く）、防災アプリ、防災ラジオ、防災行政無線整備（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、情報配信機器等） ・リスク情報周知事業（ハザードマップ作成、避難標識整備等） ・被害抑制整備（逆流防止弁設置、止水板設置等） ・対応資機材等整備（ボート、ブルーシート、土嚢、排水ポンプ、資機材搬送用車両（ただし、消防車両を除く）、防災備蓄倉庫等の整備） ・避難促進事業（避難所看板・避難通路付帯設備等の整備、輸送車両の整備等） ・避難所の生活環境改善事業 ・災害用トイレの整備 ・職員の対応力強化を目的とした訓練、研修 ・事前調査（避難に係る住民の意識調査等） ○津波被害を軽減する取組に関連する主な事業例 ・津波対策事業（津波ハザードマップ作成、避難誘導標識、避難情報看板の整備、耐浪検査等）
--	---

通常事業	○自助に資する事業。（災害時に県民及び事業者が自らの安全を自ら守る取組を促進するもの） ・住民参加の防災訓練 ・防災啓発事業（防災講演、起震車整備、防災マップ作成等） ・住宅安全対策（建築物の耐震化を除く）事業（家具転倒防止器具設置、危険ブロック塀除去、危険住宅の除却等） ・緊急避難対策事業（指定緊急避難場所の整備等） ○共助に資する事業。（災害時に県民、事業者等が連携し、協力して助け合う取組を促進するもの） ・地域防災力の充実強化事業（地域の防災組織の資機材整備、防災訓練、地区防災計画の策定等） ・県民等が使用する消防水利、消火資機材の整備事業（耐震性貯水槽、消火ホースキットの整備等） ・地域の防災人材育成事業（地域防災リーダー研修、救命講習の推進、消防団員における準中型免許取得、防災関連の民間資格取得の推進に係る取組等） ○広域的な対応を図る事業。（災害時の広域的な対応を図る取組） ・複数市町村が連携して行う事業（他市町村と共同で実施する備蓄食糧等の整備等） ・住民以外を対象として含む事業（帰宅困難者・観光客用の避難施設の整備、Net119 通報システムの導入等）
特別対策事業	○知事が特に必要と認めるもの。ただし、危機管理事象（火山噴火、土砂災害等）により被害が発生している又は避難勧告等により発生の蓋然性が高いと認められ、かつ、(1)から(3)まで全てを満たす場合に活用を検討。 (1) 事業を実施する緊急性があること。 (2) 市町村支援制度の代替性がないこと。 (3) 県の施策に適合していること。
市航空消防隊重航事業	○県内消防広域応援に必要な航空消防隊の維持管理費（広域応援に必要な耐空検査、定期点検、点検に伴う修繕等に限る、人件費、燃料費、消火薬剤等は除く） ○航空消防隊の運航要員の養成費（操縦士や整備士等の資格取得、訓練に係る経費）

別表第 2（第 6 条関係）

優先順位	補助対象事業
1	○要綱第 3 条第 1 号、第 3 号から第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号までの補助対象事業。ただし、第 4 号のうちの県内広域応援登録済みの車両の整備及び当該車両に整備する資機材の整備及び第 5 号のうちの津波災害警戒区域の指定を受けた市町村において実施される津波被害を軽減する取組を除く。
2	○次のいずれかに該当する市町村が行う要綱第 3 条第 2 号ア及びイの補助対象事業。ただし、優先順位が第 1 順位のものを除く。 (1) 消防団協力事業所に対する入札優遇措置を導入している市町村 (2) 消防団協力事業所に対する税制優遇措置を導入している市町村 (3) 当該年度（4 月 1 日時点）の消防団員数が条例定数を満たしている市町村（ただし、平成 27 年 4 月 1 日度以降に適用される条例定数を減じた市町村を除く。） (4) 次のア又はイに該当する制度を前年度又は当該年度に導入した市町村（ただし、適用は 1 回に限る。） ア 消防団員に対する優遇措置を講じる制度で、次の(ア)及び(イ)を満たすもの (ア) 市町村が実施要綱等を定めて実施するもの (イ) 市町村が団員に団員証等を交付し又は県が交付する団員証を活用し、団員若しくは団員の家族が店舗等において団員証等を提示することにより割引等の特典を受けられるもの又は団員に店舗等の割引券を配付するもの イ アに準じるものとして知事が特に認めるもの ○要綱第 3 条第 5 号の補助対象事業のうちの津波災害警戒区域の指定を受けていない市町村において実施される津波被害を軽減する取組。
3	○要綱第 3 条第 2 号の補助対象事業。ただし、優先順位が第 2 順位のものを除く。
4	○要綱第 3 条第 4 号の補助対象事業のうちの県内広域応援登録済みの車両の整備及び当該車両に整備する資機材の整備、並びに要綱第 3 条第 6 号の補助対象事業。